

令和5年5月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令和5年5月26日 午後1時30分		
2. 場 所	松 浦 市 役 所 市 民 ホ ー ル		
3. 農業委員の出席状況 (○出席 ☒欠席 ㊟遅刻 ㊿早退)			
○ 1 番 野中 孝	☒ 2 番 瀬川 靖典	☒ 3 番 佐次川 茂	
○ 4 番 益本 徳市	○ 5 番 松永 敬資	○ 6 番 松本 堅一	
○ 7 番 武部 文男	○ 8 番 太田 重敏	☒ 9 番 梶山 達男	
☒ 10番 崎村 康子	○ 11番 大石 恵子	○ 12番 久保 繁徳	
☒ 13番 松永 勝也	○ 14番 高田 良彦	○ 15番 田中 康	
○ 16番 松本 由美子	○ 17番 柿山 享	○ 18番 吉原 順穂	
○ 19番 佐々木 龍二			
出席農業委員数 14名 在任委員の過半数に達しているので、本会は成立した。			
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)			
○ 山下 勝美 ○ 大久保 耕次	○ 岩木 保徳 ○ 山口 康明	○ 濱崎 稔	
○ 増山 新太郎 ○ 末永 勇	○ 鈴立 企一 ○ 百枝 純治	○ 瀬川 和男	
○ 坂本 康弘 ○ 渡口 学	○ 前田 清人 ○ 志水 悦男	○ 紙本 政信	
○ 瀬川 伸清 ○ 松本 覚二			
5. 農業委員会以外の出席者			
6. 事務局職員の出席者			
局 長 福守 剛	次 長 白波 美知子	係 長 田畑 徹二	
主 査 桃田 忠邦	参 事 吉田 倉也	主 任 川村 和夫	
7. 議 長	吉 原 順 穂		
8. 議事録署名委員の指名			
1 番 野 中 孝	4 番 益 本 徳 市		

事務局長

皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から令和5年度5月の農業委員会総会を開会いたします。

本日の欠席委員でございます。農業委員2番瀬川委員、3番佐次川委員、9番梶山委員、10番崎村委員、13番松永委員、それから推進委員16番北川委員でございます。出席委員は定足数に達しておりますので、本総会が成立していることをご報告いたします。

先週15日、16日2日間の日程で県内21市町の農業委員会会長、事務局長会議が雲仙市で開催されました。吉原会長と出席いたしました。その中で、昨年度の令和4年度の農業委員会活動における重点活動について市町毎の取り組みが示されております。また併せて本年度におけます活動の実施要領が示されております。お手元に資料をお配りしておりますが、詳細につきましては後ほど協議事項でご報告させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、吉原会長の挨拶をいただきまして、総会に入りたいと思います。

会 長

皆さんこんにちは。一年で春と秋の一番忙しい春の農繁期で皆様大変お疲れのことと思います。また、異常気象が異常でなくなって普通になってしまって、5月の1ヶ月分が一日で降ったりということで、早期栽培の農家の方にとっては非常に植え付けまでスムーズにいったかと思いますが、普通期作でその前にイタリアンの作付けをされている畜産農家にとっては、本当に大変なご苦労をされたことと思います。先ほど事務局長からも長崎県農業委員会会長会議のことについてお触れになって、また後ほど詳しく内容の説明があるかと思いますが、私も報告として重複するかもしれませんが、触れさせていただきたいと思います。5月15日16日に雲仙市小浜で会長事務局長会議が開催されました。会議資料の抜粋をお手元に配布しておりますが、令和4年度の活動の重点目標7項目ありますが、それに対して県内22農業委員会のそれぞれの数値が公表されております。松浦市は7項目の一つである荒廃農地の緑区分において目標50aに対し、40aの達成でわずか10aの未達で7項目のパーフェクト達成とはなりませんでした。全国農業新聞の購読で表彰をいただきました。それぞれの目標数値の達成度は素晴らしく、これもひとえに委員皆様方のご努力の賜と感謝申し上げます。ありがとうございました。令和5年度の農パトの絆を深める運動のスローガンは、3年の任期中に担当地区の全農家に声掛けをということで、3つのポイントを示されておられます。一つ、活動記録簿作成の徹底による活動の見える化を図る。二つ目に農業者の意向を把握（深堀調査）となっていますが、一筆ごとに調査してくださいということです。3つ目は農業委員会事務局に対してですが、農業委員会サポートシステムの農地情報の最新に努めなさいということで、これは事務局がなされることですから、委員さんには関係ないかなと思います。それからタブレットの活用でございますが、農業会議に対し松浦市では是非早く講習の開催をお願いいたしましたところ、まず職員の研修をしてから要請があれば行くとのことでしたから、8月の農地パトロールに

間に合うようお願いをいたしました。私もなるべく早くタブレットに触れて使い方を慣れた方がいいんじゃないかということで思っていたんですが、何で遅れたのかと聞いたら、タブレットに練習用のソフトが入っていないんだそうです。今使うと本来の記録に残ってしまいます数字になるので練習用のソフトは配布されてから練習を開始すると。県は、国は早くそれを使ってやりなさいと言っという現実には練習するソフトも入っていないという状況で、皆様方にも大変ご迷惑をおかけします。まず事務局職員に7月の研修を行ってから各地区に要請があれば講師に来ますということです、農地パトロールには写真撮影くらい間に合うようにやっていきたいと思っております。2日目は、現地研修で大亀地区という意向調査、一筆調査を行っておられました。詳しく調査をなさっておられましたが、松浦でも令和4年度は田代、大崎下、西山地区を既にやっておられるということです、よろしく願いいたします。それから2か所目の現地視察は丘南部土地改良事業についての視察を行いました。とにかくマチュピチュって、インカ帝国時代の石垣がある訳ですが、これはまた日本のマチュピチュではないかなというような一番てっぺんまで石垣が綺麗に積んであって、びっくりしました。石材代は含まないということで、反当り100万円程石材が掛かるということで、工賃については補助事業で出来るということでいくらかかっても土羽ではなくて石垣ですれば勾配がきつくなりますので、一番上の耕地面積が少なくなるということで、とにかく土地を大事にしておられる所で、若い後継者も沢山残っておられて、じゃがいも10キロ4千円ということで、とにかく意欲的に農業に取り組んでおられる所でした。それから5月22日に鹿児島県串木野市議会の産業教育委員会から行政調査に来市されまして、耕作放棄地の発生防止と解消活動についてという調査に事務局の方で対応していただきました。次に、今後の活動について、農業委員、推進委員の改選が迫っております。8月には公募が開始されるということで、1カ月間の公募期間ということだそうです。全部が揃わない時には延長もされるということですが、候補者が出揃うよう是非皆様方のご協力をお願いいたしたいと思えます。お手元に行政に対する農業委員としての意見を書いて、是非松浦市に農業委員としてどんなことをしていただきたいかとそれぞれの個人の思いを箇条書きに書いていただければ幸いです。そして6月の定例会に出していただいて、その意見を集約しましてその後、意見書として作成しまして、今度は市長との意見交換会を是非持ちたいと思っておりますので、是非ご協力をよろしくお願いいたします。大変多くのことを述べさせていただきました。残りの任期があとわずかになっております。寂しいでしょうがラストスパートでありますので頑張っていきましょう。では、会議に移ります。

議 長

それでは、議事に入ります。議事録署名人の指名を行います。1番野中委員、4番益本委員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

次に1ページ、報告事項に移ります。農地移動適正化あっせん事業報告について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは各種報告をさせていただきます。農地移動適正化あっせん事業報告が2件ございます。2件続けて説明させていただきます。

1件目は、申出人、御厨町前田免[]番地の[]氏です。種類は売買で、対象地は御厨町前田免字開田[]番と[]番の2筆で、地目は田、合計面積は2,656㎡です。申出日は令和5年1月22日です。先月の総会でも報告しておりましたが、あっせん会を5月13日に開催しまして、議案の作成日の都合上記載されておりませんが、5月19日に調印式を終えております。

2件目です。申出人は、星鹿町下田免[]の[]氏です。相手方は調川町上免[]番地、[]氏です。種類は売買で対象地は調川町白井免字小豆[]番の1筆で、地目田、面積は1,249㎡です。申出日は3月8日で、4月12日にあっせん会を開催しまして、4月26日に調印式を終えております。以上でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただ今報告がありましたあっせん事業報告のうち、1件目の申出人[]氏のあっせんについてあっせん委員さんの報告をお願いします。推進委員2番大久保委員お願いいたします。

推進委員 推進委員2番の大久保です。先ほどの事務局の説明どおりでございますが、私の方からも少々重複しますが説明させていただきます。5月13日にあっせん会を開いて双方の合意ができて、5月19日調印式を行いました。価格については2筆で80万円でございます。10a当り約30万円でございます。ここはかなり法面があるということで、水張り面積で言いますと10a当り約35万円になります。新御厨町の田畑売買価格の平均50万円からしますと、大きく安く下がりましたが、申出人の[]さんも非農家の方で、この農地を大切に使ってくれる方であれば価格に拘らずにお譲りしたいということでありました。相手方の[]さんにおいては、認定農家の方ではございませんが、近年コンバイン、トラクター等新しく導入されて水稻栽培においては精力的に行われておりますので、この農地も十分活用されると思っております。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。ただ今の報告について、何か皆さんからございますか。

委 員 (なし)

議 長 ないようでございます。それでは、続きまして、農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）から2ページの提案事件の集計表まで事務局の説明をお願いいたします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）についてでございます。5件ございます。

1 件目の貸人、■■■■氏と借人、■■■■氏の件は、長崎県農業振興公社を通した契約ですが、借人の■■■■氏から高齢により体力的に耕作ができないとの申し出がありまして合意解約となっております。3 件目の貸人、■■■■氏と借人、■■■■氏の分につきましては、借人の■■■■氏の方から農地への通路が猪被害に会い、耕作が出来ないとの申し出がありましたので、事務局でも現地の確認を行ったのですが、特にそのような状況を確認出来なかったために、■■■■氏にも事情を説明して借人都合の解約ということで合意解約には至っております。4 件目の貸人、■■■■氏、借人、■■■■氏の件と5 件目の借人、■■■■氏と借人、■■■■氏の件は、貸人の■■■■氏の生前一括贈与後、■■■■氏の後継者である息子さんが就農するというので、こちらは貸人都合による合意解約となっております。

続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出、相続について、1 件ございます。被相続人は、■■■■氏、相続人は妻の■■■■氏です。農地の表示は志佐町里免字前田■■■■、地目畑、面積は396㎡と同地字観音寺■■■■、地目畑、面積513㎡の2筆となっております。被相続人、■■■■氏は令和4年3月25日にお亡くなりになられて、令和5年1月12日に相続登記が完了したということで、相続人から令和5年5月2日に届出があり、同日付けで受け付けております。

議案は2ページをご覧ください。

続きまして、申請事件の処理状況です。（以下資料の読み上げ）

農地法関係
令和5年4月分

条項	譲渡人(貸人)	譲受人(借人)	転用目的	申請面積	処理状況
5	■■■■	■■■■	駐車場及び事業所作業場	438 ㎡	R5.5.15許可
	■■■■	■■■■	一般個人住宅	710 ㎡	R5.5.15許可

続きまして、提案事件の集計表です。（以下資料の読み上げ）

農用地利用集積計画

権利の種類	件数	面積		
		田	畑	計
所有権移転	1		1,249 ㎡	1,249 ㎡
利用権設定	105	215,151 ㎡	33,914 ㎡	249,065 ㎡
賃借権	93	202,507 ㎡	30,647 ㎡	233,154 ㎡
使用貸借	12	12,644 ㎡	3,267 ㎡	15,911 ㎡
計	106	215,151 ㎡	35,163 ㎡	250,314 ㎡

承認関係

内 容	件数 筆数	面積		
		田	畑	計
農用地利用集積等促進計画の要請について	1	10,159 ㎡		10,159 ㎡
荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定について	3		828 ㎡	828 ㎡
令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況及び令和5年度最適化活動の目標の設定等の決定について				

報告は以上でございます。

議 長 はい、事務局の報告が終わりました。ただ今の報告について何かご意見ございますか。

委 員 なし。

議 長 なければ、報告どおりとさせていただきます。
それでは、付議事項に入ります。4ページ、議案第28号農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第28号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定するというものでございます。公告予定日を令和5年5月29日としております。議案の5ページから6ページの分につきましては、先ほどのあっせん事業報告でございました売買による所有権移転分です。議案の8ページから12ページにかけてまして、賃貸借再設定分68件、13ページと14ページに賃貸借の新規分22件、15ページに使用貸借再設定11件と同ページに使用貸借の新規分1件の各筆明細を添付しております。担当地区分のご確認をお願いいたします。

議 長 事務局からの説明が終わりました。大変件数が多くございますので、各地区の受け持ち地区の委員さん、それぞれご自分の地区の確認をしていただきますようよろしくお願いいたします。しばらく時間を取ります。
各委員さんから何かご意見はございますか。

農業委員 ちょっといいですか（武部委員）

議 長 武部委員どうぞ。

農業委員 利用権を設定する者として高齢者の方、97歳の方がおられますよね。管理はしておられるのでしょうか、出来れば身近な人がおられないのかなと思っております。（武部委員）

議 長 ページ数とお名前を言ってもらいましょうか。

農業委員 15ページですね。97歳ということですが、後見人ということじゃないんでしょうからね。できれば若い人がおられないのかなと。（武部委員）

事務局 15ページですよ。[REDACTED]さんのところだと思いますが、利用権を設定する者は貸人の方になります。受ける者、実際に耕作される方です。だから右の方が所有者ということです。左の方が実際に作られる方。

農業委員 はい、そうね。ただ所有者だけでも、登記名義人というのかどうかは別ですよね。だから登記は昔の故人のままにしておいて。たまたま自分の方から言っているんでしょうけど。お子さんとか若い人がいないものかなと思って。気になって。今日居ても明日居ないこともあるっていうね。（武部委員）

事務局 所有権がある方のお名前ということで記載をさせていただいております。

議 長 今の事務局の答弁でよろしゅうございますか。武部委員。

農業委員 後々いろいろあったらいかんということだね。登記をされていないと思うんですよ。こういう問題はね。だから他に相続とか何とか色々される場合も出てくると思うんですよ。だから相続人がいっぱいおらず訳ですけども、誰が相続人になるか。（武部委員）

事務局 契約の際には所有者、本来ならば登記名義人と契約を結ぶということになりますのが、実態としてはこちらの〇〇〇〇さんも、もしかして入院とかされてらっしゃるかもしれませんし、施設とかに入ってらっしゃるかもしれない。そういう場合は恐らく家族の方が実態としてはされている現状があるのかもしれないですけども、基本的には農地の登記名義人と契約というのが基本となっています。よろしくお願いします。

農業委員 いわゆる登記名義人じゃなしに、納税義務者という恰好になっとるんじゃないでしょうか。登記されてなくて。納税義務者としての登録がなされている。私の考えですよ。多分そうじゃないかなと。（武部委員）

事務局 固定資産税で言えば、登記名義人がご健在であればその方が当然納税義務者になります。その方がもし亡くなられて登記がなされていない場合は納税管理人として遺族の方に設定してもらってその方に納税をしてもらうという流れでございます。

農業委員 問題なければね、いいんですよ。もしあった場合のことをね、言っているんですよ。（武部委員）

議 長 他にご意見ございませんか。

委 員 （なし）

議 長 なければ、議案第28号農用地利用集積計画については計画どおり決定し、公告予定を令和5年5月29日といたします。

続きまして、18ページ、議案第29号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。本件は、委員さん関係分です。本日は農業委員の崎村委員、佐次川委員が欠席でございますので、退席も必要ありませんので、

それぞれ事務局で説明していただきます。本来であればお一人ずつ審議をしないといけなかったのですが、お二人とも欠席でございますので、10番の崎村委員、3番の佐次川委員のところと一緒に説明をしていただきます。

事務局 議案第29号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき下記のとおり農用地利用集積計画を決定するとういものでございます。公告予定日は令和5年5月29日としております。議案19ページをご覧ください。賃貸借再設定分2件と賃貸借の新規分1件の委員さん関係分の各筆明細を記載しております。ご審議よろしく願います。

議長 ただ今事務局の説明が終わりましたが、何かご意見はございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、議案第29号農用地利用集積計画については計画どおり決定し、公告予定を令和5年5月29日といたします。

続きまして議案22ページ、議案第30号農用地利用集積等促進計画の要請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第30号農用地利用集積等促進計画の要請について。農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するものです。提出日は令和5年5月26日です。議案の23ページをご覧ください。こちらはA to Bで公社が貸し付ける分になります。基本、公社との契約は10年ということで進めておりますが、こちらの■■■■氏の件につきましては、当初5年契約をされていたことから、残りの5年といいますが、当初から合わせて10年になるように更新ということで、存続期間が5年となっております。以前からの契約としては6年目になるということで、また経営面積も変わらないというのはそういった状況からでございます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。各委員さんから何かご意見はございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、議案第30号農用地利用集積等促進計画については、長崎県農業振興公社に本計画を定めることを要請いたします。

続きまして、28ページ、議案第31号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定についてを議題といたし

ます。準備をいたしますのでしばらくお待ちください。

事務局

議案は28ページです。議案第41号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定について説明いたします。

番号1番になります。申出人は、所有者及び登記名義人である東京都大田区大森西[]、[]氏。土地の所在地は鷹島町中通免字柳[]、地目は畑、現況地目は山林、面積は155㎡です。申請地は市道鷹島幹線沿いにあり、この道路の建設計画がなされた昭和52年頃に売買された残りの農地であります。ご覧いただいている画像ですが、東側から西側に向かって全景を撮りまして、2番目が近景です。それから時計回りの順番で見ていただきたいと思います。今月17日に瀬川推進委員と現地立会いをいたしました。当該地には、竹林、雑木等が繁茂しておりまして、農地への立ち入りも困難な状況でありましたので、山林化していると判断したところです。また偶然にも近隣にお住まいの方とお会いすることができまして、当該地について聞き取りをしまして、道路が出来てからは耕作がされておらず荒廃していたということでした。農地の所有者は道路が建設される前から現住所地にお住まいであり、管理する方もおらず農地としての活用的心思もないということでありました。以上の状況から農地への復旧は困難であると判断しております。事件番号1番については以上になります。

番号2番から3番について説明いたします。申出人は星鹿町牟田免[]番地、[]氏で、土地の所在地は星鹿町牟田免字中ノ尾[]番、畑459㎡、655番第1、畑214㎡の二筆です。申出によりまして、15年以上耕作していないということで山林化しているとのことでした。現地確認は、5月19日に佐次川委員と事務局とで行いました。次の写真をお願いします。これが全景です。これが近景です。昔はブドウのハウスがあったというお話をされましたが、スライドのとおり既に山林化している状況でした。過去の航空写真等で確認をしましたが、平成15年の航空写真におきましても現況のとおり既に山林化している状態でありました。以上、周辺の状況等を踏まえまして農地への復旧は困難でございます。仮に復旧したとしても継続した営農の見込みがないと思われますので、現況を「山林」として非農地とすることが妥当であると考えます。なお、本日は佐次川委員が欠席されておりますが、佐次川委員におかれましては現況を「山林」として非農地が妥当であるのご意見でありますので、申し添えます。なお、非農地後につきましては、[]氏の息子さんの[]さんが住宅を建築されて土地については活用をされる、そういう計画でございます。以上番号1から3につきまして、ご審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。それでは、1番について地元委員のご意見を伺いたいと思います。推進委員17番瀬川委員お願いいたします。

推進委員

17番の推進委員の瀬川です。17日に確認した訳なんですけど、ここはいつも見ているところでありまして、無駄だなと感じておりました。詳細につ

きましては、事務局の方で詳しくありまして、経過等についてもその通りでありますので、特に申し上げることはありません。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございました。ただ今、地元委員さんからのご意見がございました。皆様から何かご意見はございますか。

農業委員 はい。（武部委員挙手）

議 長 武部委員、お願いします。

農業委員 番号1についてですけど、現況は山林の地目になっていますけど、状況的には原野じゃないかなと私は思います。それと、これはここで決めてもね、登記の地目変更を出した時に、実地調査があると思うんですよ。法務局からね。これを見たときに、原野が妥当じゃないかなと思っています。以上です。（武部委員）

議 長 事務局どうですか。お願いします。

事務局 もう一度スライド写真をご覧いただきたいと思います。画像の方の赤枠で囲んでいる部分から上の方に伸びている竹林でしたり、雑木というのがかなりの数伸びているんですけども、だいたい3から4m以上の高さがあったと思います。画像の2枚目、3枚目は近景で撮っておりますけども、こちらは平地で見たときのものですから、その上に電柱が建っている部分のところというのは、奥側に申出地がありまして、狭まっているようになっているんですけど、実際は電柱の周辺まで雑木が伸びているというところですよ。4枚目の写真、これは隣接する畑から申出地は下がっていますので、上から見下ろしたような形になっている。赤枠で囲っている部分が平面的な面積のところでありまして、その上側に伸びていますのが雑木等であると認識していただきたいと思います。これは北側から撮ったようになっています。なかなか分かりづらいところではありますが、委員さんと現地を確認した時点では、中に入ることも容易ではなかったということでもありますので、登記で確認されるときに、山林か原野という判断は何とも言えないところではありますが、少なくとも瀬川推進委員と事務局では山林化しているのではないかなと判断しました。以上でございます。

議 長 再度スライドを見ての説明でございましたが、そもそも山林と原野の定義はどうなっているんですか。原野とはアフリカのブッシュって、草原にある程度の茂みがあるブッシュ、藪、あれが原野かなと思っていましたが、折角の機会ですから山林と原野の定義を次長お願いします。

事務局 山林とは林産物の生産を行う樹木及び竹を集団的に生育させるために用いる土地を言います。原野は、耕作の方法によらないで雑草、灌木類を生育する土地です。灌木は人の背丈くらいの高さ、低いものです。

農業委員 僕もね、地目変更は何回も出しています。こういうの。その時に言い合いますよ、原野と山林の区分についてはね。だから何でかと言うと、出すからにはそれなりにしとかんとね、農業委員会で山林でとなるとそれは問題かなと。（武部委員）

議 長 武部委員もう一度お願いします。マイクで話されていないから。

農業委員 私も以前、炭鉱等の財産を扱っていてですね、登記関係等いっぱいありました。地目変更等も。実地調査も法務局から来てもらって、やりました。そうした時、私の主張もあります。向こうの主張もあるでしょう、基本的に。だけでも言い合ってから何とか折り合いをつけてから登記します。だから背丈くらいの雑木ではね、原野として取り扱うとした方が問題ないんじゃないかと私は思います。まあ、こちらの農業委員会が決めたことですから何も言えませんが、一応私の意見はこうです。（武部委員）

議 長 大変慎重に審議することはいいことですから、大いに意見は出していただきたいと思うんです。それで、スライドを見てみますと表面から、手前からでは分かりにくく、真上からドローンとかで見れば現状がしっかり分かりますから、今言われる原野であるか山林であるかというのは、より鮮明に分かるのではないかと思いますので、今度の8月の農地パトロールの時には是非その前には各委員さんにタブレットを持たせて、おかしいと思う所はパチパチと撮ってもらって自分の所のパトロールの時に見せてするということで、より正確にというか、そういう風にやっていきたいと思います。今の件についてはどういう風に処理をすればいいんですかね。

事務局 一応ですね、武部委員から原野ではないかのご意見をいただきましたが、原案どおり山林という形でさせていただきまして、最終的には登記官の方で現地確認をした上で原野になるか山林になるか決定するかと思いますので、この場での委員会としての判断は山林ということでよろしいでしょうか。

農業委員 はい。私もね、現場見てないから何とも言えないですけど。（武部委員）

議 長 他に各委員さんから何かご意見はございますか。

委 員 （なし）

議 長 それでは、2番3番については、地元委員佐次川委員が欠席ですから、先ほど事務局から佐次川委員のご意見を申し述べたとおりですが、各委員さんから何かご意見はございますか。

推進委員 推進委員の岩木です。念のために聞いておきたいと思います。2番3番について、最後に宅地って言葉が出てしまったから質問するんですけど、それ聞かなかつたら何も質問しなかったんですけど。今現在の地目が畑から本来は宅地の方に変更すべきじゃないのかなと思うんですね。この流れでいくと、まず畑を非農地化した上で宅地にしたいということみたいですよ。それは本来のやり方なのでしょうか。今後の勉強のためよろしく願いいたします。

事務局 農地かどうかというのは、まず現況で判断するので、今回のケースについてはまず対象地が地目は畑ですけども、農地法でいう農地に該当するかどうかという時には山林という判断がなされるので、今回については非農地判断で山林として地目を変えた後に、もし必要であれば他の用途に使うという流れになろうかと思います。あくまでも農地がどうかという現況判断でございますので、よろしく願いいたします。

議 長 他にご意見はございませんね。

委 員 (なし)

議 長 なければ、議案第31号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定については、非農地通知を交付するものといたします。

続きまして29ページ、議案第32号令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況及び令和5年度最適化活動の目標の設定等の状況についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第32号令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況及び令和5年度最適化活動の目標の設定等の決定について説明いたします。このことにつきましては、先月の総会におきまして4年度の実施状況及び5年度の目標案についてホームページで公表し、農家等からの意見を求めることにしておりました。内容について要点のみご説明いたします。30ページです。4年度実施状況ですが、令和5年4月1日現在の状況としましては、総農家数が1,182、基幹的農業従事者数は926人、認定農業者数が143人ということになっております。耕地及び作付面積統計によって現在松浦市は2,070haとなっております。次に31ページ、集積面積ですが、先ほどの管内の耕地面積2,070haに対し、これまでの集積面積729haとなっております。この729haは、主に認定農業者が経営している面積の合計になります。集積率は35.2%となっております。

次に遊休農地の発生防止、解消につきましては、松浦市は2.5haの緑区分の遊休農地がありました。それに対し4年度の目標は0.5haを解消の目標としておりました。32ページの実績で0.36haの解消となっております。次に新規参入の促進です。残念ながら4年度は0経営体ということになっております。目標ですが、14.6haとなっておりますが、これは新規就農者、新規参入企業などが仮に松浦市の農地を探されている場合に、農地の所有者から貸しても良いという所有者からの同意を得た面積の目標でした。その結果33ページですが、委員さん方の活動記録簿から洗い出しをしまして5.9haという結果でした。次に最適化活動の活動目標につきましては、4年度は月当たり8日という目標で頑張ってくださいました。結果的には4年度の実績は月当たり平均が8.9日ということでした。34ページの推進委員等の点検・評価結果ですが、評語での評価ですが、一番上の期待を大幅に上回る結果が得られたから一番下の期待をやや下回る結果となった、この4つの評語に記載されている人数が、それぞれの委員さんの活動結果となっています。先月の総会の折にもこちらの数字はお伝えしておりましたが、個別の委員さんの結果につきましては封書に同封しますので、よろしくお願いいたします。続きまして、令和5年度最適化活動の目標の設定等ということです。こちらは令和5年4月1日現在ということですので、先ほど申し上げた数字となっております。37ページをご覧ください。5年度の集積目標につきましては、新規集積面積33haとしております。この新規集積面積とは、担い手、認定農業者に対して集積する面積になります。これまで認定農業者の方が耕作されていた農地の貸借期間が満了して同農地を更新する場合、それは再設定の場合は対象になりません。あくまでも新規の設定、これまで非担い手の方が耕作されていた農地を認定農業者が新たに耕作する時の面積ということになっております。次に、緑区分の遊休農地の解消面積ですが、現在の2.14haありますが、遊休農地の解消は毎年0.5haとしておりますので、今年度もこの目標で頑張ってくださいだと思います。38ページですが、新規参入者等への貸付について、農地所有者への同意を得る面積の目標ですが、今年度は14.0haということになっております。最後になりますが、一人当たりの活動日数、月9日と決定しております。昨年度の実績が8.9日でしたので、国からの昨年度の実績以上を目標にとのことですので、今年度は9日を目標に頑張ってくださいだと思います。以上でございますが、この内容につきまして、市のホームページで公表しまして、その後農家等からのご意見も特にはございませんでした。ですので、原案のとおり決定することとしてよいかが審議いただきますようお願いいたします。

議長 説明が終わりました。この原案のとおりでよいか、もう少し修正するところがあるか、皆さんのご意見をお伺いいたします。

推進委員 ちょっと勉強させてもらいたいのですが。（百枝委員）

議長 はい、百枝委員どうぞ。

推進委員 推進委員 9 番百枝です。私の勉強不足ですみませんが、あくまでも認定農業者等を集積する目標ということで、新規ということですよ。中にはちょっと知りませんが、小作と闇小作ということである程度大きな農家に作ってもらっているということもあるんじゃないかと思うんですよ。それをある程度認定農業者に振り分けないといけないのか、そのままでいいのかどうか、闇小作というのが当然違反するのかどうか、黙っていていいのかちょっと勉強させてください。

議 長 事務局お願いします。

事務局 闇小作は違法です。農地法違反になります。罰金とかそういうことになります。最終的には。ですので、本来は農業委員会を通してちゃんと貸し借りをしないと後々トラブルがあった場合に問題になりますので、基本的に農業委員会を通した貸し借りを行っていただきたいと思います。

推進委員 推進委員 8 番の鈴立です。やはりなかなか闇小作は無くならない状況でもあるんですが、農業委員会だよりもですけど、市報にも別用紙を挟んでお知らせするとか農林課からも一緒にそういう風な農家に伝わるように広報されたいかがかなと思います。

事務局 おっしゃる通り農地法違反ということですので、これの周知のためにですね、農業委員会だよりではどうしても 1 月の年に 1 回という発行ですので、市報は毎月やっていますので、1 面の枠でそういう情報を、まあ色々と記載しなくても違法ですよということで簡単に罰則等も記載しながら周知を図っていききたいと思います。以上です。

議 長 貴重なご意見ありがとうございます。これは確かに多くあります。それを正規に農地集積の方で正式にしたらその数値も上がってくるし、後々のトラブルも随分と少なくなると思いますので、百枝委員、鈴立委員ありがとうございます。そのように広報をするということでよろしく願いいたします。

それでは議案第 3 2 号について他にご意見ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 議案第 3 2 号令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況及び令和 5 年度最適化活動の目標の設定等の決定については、記載内容のとおり決定することといたします。

以上を持ちまして本日の付議事項については全て審査決定いたしました。続きまして、協議事項となっております。事務局お願いいたします。

事務局

本日は、協議事項は特にありませんが、ご報告がございます。

- ・「令和4年度重点活動の取り組み結果及び5年度の重点活動の目標について」
- ・「県の目標に係る実施要領について」
- ・「全国農業新聞の購読推進について」
- ・「農業者年金新規加入推進の目標数値について」
- ・「令和5年度農業委員推進委員の担当地区毎の目標設定について」

議長

これをもちまして、5月の農業委員会定例総会を終了します。来月の農業委員会総会は、6月27日火曜日（13時30分～ 場所 市民ホール）といたします。本日は大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

〈 閉会の時刻 〉

15 時 29 分

